

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 ほか5名

被告 国 ほか1名

答 弁 書

令和3年10月27日

東京地方裁判所民事第34部合議甲A係 御中

被告国指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部 (送達場所は別紙のとおり)

部 付 山 本 剛

部 付 井 上 恵 理 子

訟 務 官 三 上 絵 梨 奈

法 務 事 務 官 北 口 直 輝



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告国に対する請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用のうち, 原告らと被告国との間に生じた部分は原告らの負担とする。
- 3 被告国につき仮執行の宣言は相当でないが, 仮に仮執行宣言を付する場合は,
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日経過した時とすることとの判決を求める。

第2 「請求の原因」に対する認否及び被告国の主張

追って準備書面により明らかにする。